

別表4 (全 枚の 枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理 番号	遊漁船 の名称	船舶番号等	総トン数	長さ	旅客定員	業務形態 主たる業務：◎ その他全て：○	
		遊漁船の使用形態 (該当に○)					
		遊漁船の登録状況 (該当に○)			通信設備の状 況 (該当に○)		
		船舶の所有状況 (該当に○)					
		遊漁船の連絡方法 (無線の形式と周波数等)					
中三 しや丸			12トン	13.5m	26人	○) 船釣り () 磯渡し () 筏渡し () 防波堤渡し () その他 その内容 ()	
	() 遊漁船専用・(○) 漁船と兼用・() 他使用と兼用						
	(○) 単独登録・() 重複登録			(○) 無線			
	(○) 自己所有船舶・() 他者所有船舶			(○) 他の設備 () 設備無し			
	無線形式 A3E /w 周波数						
			トン	m	人	() 船釣り () 磯渡し () 筏渡し () 防波堤渡し () その他 その内容 ()	
	() 遊漁船専用・() 漁船と兼用・() 他使用と兼用						
	() 単独登録・() 重複登録			() 無線			
	() 自己所有船舶・() 他者所有船舶			() 他の設備 () 設備無し			
	無線形式 周波数						
			トン	m	人	() 船釣り () 磯渡し () 筏渡し () 防波堤渡し () その他 その内容 ()	
	() 遊漁船専用・() 漁船と兼用・() 他使用と兼用						
	() 単独登録・() 重複登録			() 無線			
	() 自己所有船舶・() 他者所有船舶			() 他の設備 () 設備無し			
	無線形式 周波数						
重複登録してい る場合の事由		() 多客期にチャーターするため () その他 ()					

注) 重複登録とは、他の事業者の遊漁船として登録されている船舶を、当該事業者の遊漁船として登録しているものをいいます。

別表5 情報を収集すべき事項

<p>(1) 利用者の安全確保に必要な情報 (該当に○)</p>	<p>○ 出港地における波高、風速、視程</p>
	<p>○ 出港中止を判断する団体の出港判断に関する情報</p>
	<p>○ 水路通報、気象警報等官公庁の発する遊漁船の運航に係る情報</p>
	<p>○ 乗船する利用者数 (12歳以下の児童が含まれる場合は、その人数)</p>
	<p>()</p>
	<p>()</p>
<p>(2) 漁場の安定的な利用関係の確保等に必要な情報 (該当に○)</p>	<p>○ 案内する漁場を管轄している知事が提供している法第15条に基づき周知すべき内容</p>
	<p>○ 案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している漁場利用に係る慣行や漁場利用協定などの情報</p>
	<p>()</p>
	<p>()</p>

別表 6

<p>出航中止基準</p>	<p>出港の可否の判断は、以下の方法により行います。(該当に○)</p>	
	<p>○) 単独の判断</p>	<p>() 団体による判断</p>
	<p>出港地や案内する漁場、出港地から案内する漁場までの間において、以下の何れかの状況となっている場合出港を中止します。</p> <p>(○) 波浪警報発令中 (○) 強風警報発令中 (○) 海上風警報発令中 (○) 出港地の波高 (3) m (○) 出港地の風速 (8) m (○) 出港地の視程 (500) m (○) 事業者が危険と判断したとき () その他 ()</p>	<p>出港中止は、以下のとおり行います。</p> <p>①出港中止を判断する団体名 ()</p> <p>②上記団体の代表者、連絡先 代表者 () 連絡先 ()</p> <p>③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>④出港中止の判断の方法</p>
<p>帰航基準</p>	<p>案内する漁場において、以下の何れかの状況に至った場合、帰港することとします。</p> <p>(○) 波浪警報の発令 (○) 強風警報の発令 (○) 海上風警報の発令 (○) 利用者に急病人やケガ人がでたとき (○) 漁場における波高 (4) m (○) 漁場における風速 (10) m (○) 漁場における視程 (500) m (○) 上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき () その他 ()</p>	

別表7 天候が悪化した場合の対処方法

天候が悪化した場合 の非難する場所	出港した港等に帰航できない場合には、以下の場所に避難をします。	
	案内する漁場の位置	非難する港
	白波平	白波港
上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に非難できる場所に避難をします。		

磯等（磯、筏、防波堤等）渡しの業務を行う場合	
磯等と遊漁船との間の 連絡方法	<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 利用者に渡した発煙筒 <input type="checkbox"/> その他（ ）
磯等に遊漁船の旅客定員 以上の利用者を渡す業務 の形態の場合にあっては、 利用者を緊急的に回収す る方法	<input type="checkbox"/> 方法（ ） <input type="checkbox"/> 該当なし 使用する遊漁船の旅客定員以上の利用者を磯等 へは渡しません。

別表8 安全確保のため周知すべき内容とその方法

周知の方法（該当に○）	周知する内容（該当に○）
<p><input checked="" type="radio"/> 遊漁船に周知内容を掲示する。</p> <p><input checked="" type="radio"/> 遊漁船乗船前に書面を配布する。</p>	<p>一般的事項</p> <p><input checked="" type="radio"/> 出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと</p> <p><input type="radio"/> 遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと</p> <p><input checked="" type="radio"/> 天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと</p> <p><input type="radio"/> 救命胴衣の保管場所</p> <p><input type="radio"/> その他（ ）</p> <p>磯等渡しの場合</p> <p><input type="radio"/> 磯等の上においては救命胴衣を着用すること</p> <p><input type="radio"/> 磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法</p> <p><input type="radio"/> その他（ ）</p>
<p>漁場において口頭で説明する。</p>	<p>一般的事項</p> <p><input type="radio"/> その他（ ）</p> <p>磯渡し等の場合</p> <p><input type="radio"/> 磯等からの帰航時間</p> <p><input type="radio"/> 磯等で天候が急変した場合における避難場所</p> <p><input type="radio"/> その他（ ）</p>

別表9 安全確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長と業務主任者は以下のとおり行動します。(該当に○)

一般的事項

- (○) 出航から帰航するまでの間は飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- (○) 海中転落のおそれがある作業をする場合には救命胴衣を着用します。
- (○) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、利用者に救命胴衣を着用させます。
- () その他()

船釣りをする場合

- (○) 利用者を案内している間は、船長自ら釣りをしません。
- (○) 漁場が混み合っている場合は、船長自ら釣りをしません。
- () 船長以外に適切に見張りができる者がいる場合を除き、船長自ら釣りをしません。

磯等渡しをする場合

- () 利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- () 磯等において採捕を終了した利用者を回収し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。

上記以外(観光定置網、観光底びき網等)の場合

- () 利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が無いよう安全に操業します。

別表 1 1 法第 15 条に基づく周知の内容及び方法等

<p>周知の方法 (該当に○)</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 遊漁船に周知内容を掲示する。 <input checked="" type="radio"/> 遊漁船乗船前に書面で配布をする。</p>
<p>周知する内容</p>	<p>案内する漁場を管轄する都道府県知事より提示された周知すべき事項であって、</p> <p>①水産資源保護法に基づく爆発物、有毒物の使用禁止 ②漁業法、水産資源保護法に基づく省令 ③都道府県海面漁業調整規則 ④海区又は連合海区漁業調整委員会の指示 ⑤広域漁業調整委員会の指示 ⑥事業者が所属する団体が当事者となっている漁場利用協定（沿岸漁場整備開発法（昭和 49 年法律第 49 号）に基づき届出されたもの。） ⑦事業者が所属する漁業協同組合が定めた資源管理規程（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）に基づき認定を受けたもの。）</p> <p>のうち、案内する漁場において利用者の採捕に係るものであって、</p> <p>ア) 漁具及び漁法の制限 イ) 水産動植物の大きさの制限 ウ) 採捕禁止となっている水産動植物の種類</p> <p>を周知します。</p>
<p>利用者保護のために業務主任者が遵守すべき事項 (該当に○)</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 都道府県海面漁業調整規則、海区又は連合海区若しくは広域漁業調整委員会の指示によって定められた水産動植物の採捕禁止区域（利用者に採捕させる水産動植物に係るものに限る。）に案内しません。 <input checked="" type="radio"/> 法に基づいて周知した大きさの制限以下の水産動植物が相当程度採捕された場合には漁場の位置を変更します。 <input type="radio"/> 法に基づいて周知した採捕禁止となっている水産動植物が相当程度採捕された場合には漁場の位置を変更します。 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>

※「周知する内容」のうち、該当しない部分は＝線で消したうえ、捺印すること。

別表12 公表する情報（様式例）

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たりの填補限度額	利用定員又は旅客定員	契約期間
第三しまや丸	5,000万円	26人	令和6年5月16日から 令和7年5月15日まで
	万円	人	年 月 日から 年 月 日まで

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた（講じようとする）措置	